

第5期横浜市子ども・子育て会議 第9回保育・教育部会
第33期横浜市児童福祉審議会 第10回保育部会 合同部会

日時：令和4年6月30日（木）18:00～

場所：市役所 18階 みなと6・7会議室

議事次第

1 開会

2 公開案件

(1) 【子ども・子育て会議】

ア <議事>子ども・子育て支援事業計画の点検評価について

イ <議事>令和5年4月入所に向けた保育の必要性の認定基準の一部改正について

(2) 【児童福祉審議会】

ア <報告>令和5年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について

イ <報告>新型コロナウイルス感染が発生した保育所等の状況について（令和3年度）

3 非公開案件

(1) 【子ども・子育て会議】

ア <議事>私立幼稚園等預かり保育事業実施園の認定先の審査について

(2) 【児童福祉審議会】

ア <議事>内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

イ <議事>小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について

4 その他

5 閉会

〔配付資料〕

資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿

資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 事務局名簿

資料3 令和4年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

資料4 令和3年度 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検評価について

資料5 令和5年4月入所に向けた保育の必要性の認定基準の一部改正について

資料6 令和5年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について

資料7 新型コロナウイルス感染が発生した保育所等の状況について（令和3年度）

第 5 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
第 33 期横浜市児童福祉審議会 保育部会
委員名簿

【敬称略 50 音順】

＜第 5 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備考
1	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	◎石井 章仁	
2	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	臨時委員
3	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	清水 純也	
6	一般社団法人ラシク 0 4 5	天明 美穂	臨時委員
7	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	倉根 美帆	臨時委員
8	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長	石山 亜紀子	臨時委員
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	臨時委員
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 准教授	○山瀬 範子	臨時委員

＜第 33 期横浜市児童福祉審議会 保育部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備考
1	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	◎石井 章仁	
2	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	臨時委員
3	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	清水 純也	臨時委員
6	一般社団法人ラシク 0 4 5	天明 美穂	
7	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	倉根 美帆	臨時委員
8	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長	石山 亜紀子	
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 准教授	○山瀬 範子	

◎：部会長 ○：職務代理者

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	保育・教育部長	齋藤 真美奈
	保育対策等担当部長	本城 泰之
課長	企画調整課長	田口 香苗
	保育・教育支援課長	小田 繁治
	保育・教育支援課 人材育成・向上支援担当課長	野澤 裕美
	保育・教育運営課長	古石 正史
	保育・教育運営課担当課長	真舘 裕子
	保育・教育認定課長	大槻 彰良
	保育対策課長	渡辺 将
	保育対策課担当課長	大島 範子
	保育対策課担当課長	岡崎 有希
	こども施設整備課長	安達 友彦
係長	企画調整課 担当係長	生野 元康
	保育・教育支援課 事業調整係長	佐藤 真知
	保育・教育支援課 担当係長	古林 直樹
	保育・教育運営課 担当係長	高橋 耕次郎
	保育・教育運営課 幼児教育係長	杉浦 さおり
	保育・教育認定課 担当係長	小椋 亮
	保育・教育認定課 担当係長	萩谷 靖子
	保育対策課 担当係長	槇村 瑞光
	保育対策課 担当係長	湯淺 真弥
	こども施設整備課 担当係長	佐藤 洋平
	こども施設整備課 整備等担当係長	吉池 美奈
	こども施設整備課 整備等担当係長	濱島 亮平
こども施設整備課 整備等担当係長	後藤 崇	

令和5年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について

1 趣旨

保育所等を利用する場合には、児童福祉法第24条第3項及び附則第73条第1項に基づき、市町村が利用調整を実施しています。

このたび、現在の利用調整基準及びその運用について見直しを行いましたのでご報告します。

【改正の概要】

- (1) 障害児と同様に、医療的ケア児も別途利用調整の対象とすることを明確化
- (2) 給付認定基準の見直しに伴う産前産後ランクの始期の見直し
- (3) 「保育士の子の優先的取扱い」における対象施設及び資格の拡充
- (4) 保育の代替施設の利用に対する調整指数の加点対象施設を拡充
- (5) 利用調整の対象とならない場合を審査基準に明記
- (6) 地域療育センターの親子通園により就労が制限されている場合の取扱いを新設

2 障害児と同様に、医療的ケア児も別途利用調整の対象とすることを明確化

(1) 見直しの考え方

現在、障害児における利用調整については、障害児の観点から受入園の体制などについて一定の配慮が必要であることから、園との受入れ調整を事前に行う等、他の児童とは別途に利用調整を行うこととしていますが、医療的ケア児についても、別途利用調整の対象とすることを明確にします。

(2) 改正案

横浜市給付認定及び利用調整に関する基準 別表2 「利用調整基準」

基準の考え方

下線部分が改正箇所

現行	改正（案）
(基準の考え方) ※障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。	(基準の考え方) ※障害児・ <u>医療的ケア児</u> ・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。

3 給付認定基準の見直しに伴う産前産後ランクの始期の見直し

(1) 見直しの考え方

給付認定の産前産後認定における認定期間の始期の見直しに伴い、利用調整基準における産前産後ランクについても同様の見直しを行います。

(2) 改正案

横浜市給付認定及び利用調整に関する基準 別表2 「利用調整基準」

父、母が保育できない理由、状況

下線部分が改正箇所

項目	現行	改正（案）
2 産前産後	<u>出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。（多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前14週間、後8週間の期間とする。）</u>	<u>(1) 妊娠中の場合。</u> <u>(2) 出産又は出産予定日の後8週間の期間にある場合。</u>

4 「保育士の子の優先的取扱い」における対象施設及び資格の拡充

(1) 見直しの考え方

保育士の子の優先的取扱いにおける対象施設について、待機児童の対策に資する施設・事業及び本市の保育施策・事業を追加することとします。

また、看護職（看護師、保健師、助産師、准看護師）についても、本市の保育施設・事業において、保育士に準じた配置などにより、保育業務に従事していることから、優先的取扱いの対象とします。

(追加施設、事業)

- ・企業主導型保育事業
- ・横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施幼稚園（幼稚園教諭も可）
- ・横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園（幼稚園教諭も可）
- ・乳幼児一時預かり事業
- ・病児・病後児保育事業

(これまでの改正経緯)

平成30年4月 保育士の子の優先的取扱いとして対象世帯を1ランクアップ

平成31年4月 さらに保育士の子の優先的取扱いとして保育士ランク（A）を創設

(2) 改正案

横浜市給付認定及び利用調整に関する基準 別表2 「利用調整基準」

父、母が保育できない理由、状況

下線部分が改正箇所

現行		改正（案）	
9 保育士	世帯において「 <u>保育士資格</u> を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で、月20日以上かつ週35時間以上保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」場合（市外在住は除く）。	9 保育士等	世帯において「 <u>保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格</u> を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、 <u>企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施幼稚園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業</u> で、月20日以上かつ週35時間以上保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」場合（市外在住は除く）。 <u>※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施幼稚園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。</u>

別表2-2 「その他の世帯状況」

下線部分が改正箇所

現行	改正（案）
1 ランクの引上げに用いる指標 ※「利用調整基準」におけるランクが「8 ひとり親世帯等」、「9 保育士」、「10 市外在住」の場合は、適用しません。 ※元のランクがAランクの場合であっても適用します。	省略
(1) ひとり親世帯等 (2) 生活保護世帯（就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が	(1)～(8)省略

判断した場合に限る)

- (3) 生計中心者が失業している場合
- (4) 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児
- (5) きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合
- (6) きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園（保育利用）を退所し、復職時に認可保育所又は認定こども園（保育利用）に再度利用の申請をする場合（2つ引上げ）
- (7) 既にきょうだい施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合(きょうだいのどちらかの施設・事業に転園を申請する場合を含む。)
- (8) 認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合
- (9) 保育士資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で保育業務に従事又は内定している場合（派遣職員は除く）

- (9) 保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(市型預かり保育) 実施幼稚園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で保育業務に従事又は内定している場合（派遣職員は除く）

※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(市型預かり保育) 実施幼稚園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。

5 保育の代替施設の利用に対する調整指数の加点対象施設を拡充

(1) 見直しの考え方

保育の代替手段として認可外保育施設等を利用している場合には調整指数が付与されますが、保育の代替手段が多様化する中で、一時保育を含む複数の施設を組み合わせて利用している場合もあることから、一時保育もこの対象とします。

(2) 改正案

横浜市給付認定及び利用調整に関する基準 別表3 「調整指数一覧表」

保育の代替手段（主たる1項目のみ適用）

下線部分が改正箇所

現行	改正（案）
利用申請児童を[横浜保育室、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等]以外へ有償で預けている。 <u>（一時保育のみの利用や親族に有償で預けている場合は除く。）</u>	利用申請児童を[横浜保育室、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等]以外へ有償で <u>週4日以上</u> 預けている。（親族に有償で預けている場合は除く。）

6 利用調整の対象とならない場合を審査基準に明記

(1) 見直しの考え方

現在、保育所等利用案内等において周知している「申請を認めていない場合」や「あらかじめ定める条件を満たさない場合」については、利用調整の対象とならないことを審査基準に明記します。

（具体例）

- ア 4月利用開始希望の一次利用調整ですでに内定した場合の二次申請
- イ 4月利用開始希望の申請後、その年度途中からすでに利用開始している場合の4月利用申請
- ウ 連携施設への進級ですでに内定しているにもかかわらず、別の施設の利用を希望する申請
- エ 子どもの出生前に4月利用開始の申請をしたが、市で定める期日以降に出生した場合

(2) 改正案

横浜市給付認定及び利用調整に関する基準に、以下の場合は利用調整の対象としないことを明記

- ア 翌年度4月1日利用開始の利用調整において、すでに行われた同一利用開始日の利用調整で内定した場合
- イ 翌年度4月1日利用開始の利用調整において、当該利用調整に係る申請締切日以降、締切日の属する年度の途中から利用開始の利用調整においてすでに内定し、利用する場合
- ウ 優先入所（横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第6条第1項第3号に定める連携施設での受入れ、保育所等に移行する横浜保育室の在園児童における当該保育所等での受入れ又は認定こども園に移行する幼稚園の在籍児童における当該認定こども園での受入れをいう。）においてすでに内定した場合（翌年度4月1日利用開始の利用調整までの期間に限る）
- エ 利用の申込みに係る子どもが出生前であって、当該子どもが本市の定める期限までに出生せ

- ず、又は出生後に当該子どもに係る届出がなかった場合
- オ 翌年度4月1日利用開始の一次利用調整において、利用調整の前に市外に転出した場合
- カ 利用を希望する全ての保育所等において、当該保育所等で定められた受入れを可能とする月齢を満たしていない場合
- キ その他福祉保健センター長が認める場合

7 地域療育センターの親子通園により就労が制限されている場合の取扱いを新設

(1) 取扱いの考え方

第4期横浜市障害者プランに掲げる、保育所と地域療育センターの並行通園を前提とした集団療育による支援を推進するため、親子通園により保護者の就労が制限され、保育所の入所が難しくなっていることに配慮します。

(2) 具体的な運用案

地域療育センターを親子通園することにより就労が制限されている場合は、個別支援計画書等に記載された親子通園に係る利用状況に応じて、就労日数及び時間相当分を実績に追加して、利用調整のランクを判定します。

8 適用時期

令和5年4月分の利用申請（利用継続含む）及び給付認定申請（変更含む）から適用します。

9 参考資料

横浜市給付認定及び利用調整に関する基準

別表2「利用調整基準」

別表2-2「その他の世帯状況」

別表3「調整指数一覧表」

別表2 「利用調整基準」

(基準の考え方)		
※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
父・母が保育できない理由、状況		ランク
1 就労	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。	A
	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。	B
	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。	C
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。	D
	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。	E
	就労時間月64時間以上の労働に従事又は内定している。	F
2 産前産後	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。 (多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前14週間、後8週間の期間とする。)	G
3 (1) 病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合。	C
	通院加療を行い、保育が必要な場合。	E
3 (2) 障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時必要な場合。	A
	身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	B
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	E
4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。	A
	重度障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。	B
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が必要な場合。	C
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月64時間以上保育が必要な場合。	F
5 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A
6 通学	就職に必要な技能習得のために月64時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E
7 求職中	求職中。	H
8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A
9 保育士	世帯において「保育士資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で、月20日以上かつ週35時間以上保育業務に従事する又は内定している(派遣職員は除く)」場合(市外在住は除く)。	A
10 市外在住	横浜市外に在住している場合(転入予定者は除く)。	I
11 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※1

別表2-2 「その他の世帯状況」

ランクの引上げに用いる指標

※ 「利用調整基準」におけるランクが「8 ひとり親世帯等」「9 保育士」「10 市外在住」の場合は、適用しません。

※ 元のランクがAランクの場合であっても適用します。

- (1) ひとり親世帯等
- (2) 生活保護世帯（就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合に限る）
- (3) 生計中心者が失業している場合
- (4) 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児
- (5) きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合
- (6) きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園（保育利用）を退所し、復職時に認可保育所又は認定こども園（保育利用）に再度利用の申請をする場合（2つ引上げ）
- (7) 既にきょうだい施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合（きょうだいのどちらかの施設・事業に転園を申請する場合を含む。）
- (8) 認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合
- (9) 保育士資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で保育業務に従事又は内定している場合（派遣職員は除く）

別表3 「調整指数一覧表」

代替手段としての有償保育利用状況、就労状況等、ランク・調整指数等の判定を行う基準日は、利用を希望する月の前々月の末日です。その時点における状況で利用調整を行います。

4月1日一次利用調整の場合は、前年の9月末日を基準日とします。二次利用調整の場合は1月末日を基準日とします。

	内容		備考
保育の代替手段 (右記のうち主たるもの1項目のみを適用します)	利用申請児童を65歳未満の親族に預けている。	-1	
	認可保育所又は認定こども園からの転園。(転居を伴う場合又は、きょうだい同一施設・事業に利用を希望するための転園は除く。)	-1	
	横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児。	5	原則、卒園証明書等証明資料がある場合に限りします。
	利用申請児童を横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等へ預けている。(一時保育のみの利用は除く。)	1	原則、在園証明書等証明資料がある場合に限りします。
	きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合。	5	原則、利用期間のわかる証明資料がある場合に限りします。
	利用申請児童を[横浜保育室、認可保育所、認定こども園(保育利用)、小規模保育事業、家庭的保育事業等]以外へ有償で預けている。(一時保育のみの利用や親族に有償で預けている場合は除く。)	3	原則、契約書等証明資料がある場合に限りします。
	保育の代替手段に関して、上記以外の場合。	0	
世帯の状況	保護者が身体障害者手帳1～2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1～2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	5	元のランクの類型が「障害」のときは加点しません。障害者手帳等証明資料がある場合に限りします。
	保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	3	
	保護者が身体障害者手帳1～2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1～2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	3	元のランクの類型が「障害」のときはのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限りします。
	保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	2	
	同居の親族内に身体障害者手帳3級以上・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。)又は、同居の親族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。(在宅介護に限る。)	2	元のランクの類型が「親族の介護」のときは加点しません。障害者手帳や介護保険証等証明資料がある場合に限りします。
	別居の親族内に身体障害者手帳3級以上・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。)又は、別居の親族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。(在宅介護に限る。)	1	
	継続的な入院等、医療を必要としているきょうだいの介護を行っている。(施設入所、通所・通学の付き添いについては除く。)	3	元のランクの類型が「親族の介護」のときはのみ加点します。
就労状況 (父母共に該当する場合であっても2倍しません)	認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合。	5	
	単身赴任。	2	
	両親のうち一方でも毎月2回以上の夜勤を伴う勤務である世帯。	1	
	勤務実績が1か月未満である世帯。	-1	
	元のランクが「1 就労のE又はF」か「7 求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。	1	
ひとり親世帯等	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいない場合。	3	
	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいる場合。	1	
	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で就労内定の場合。	-2	上2行の点数と重複して適用します。
	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で求職中の場合。	-7	
保育士	元のランクが「9 保育士」の場合。	-1	当該項目が適用された場合、他の調整指数は適用されません。
きょうだいの状況 (いずれかひとつ)	多胎児が同一の施設・事業の利用を申請する場合。	4	
	きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園(保育利用)を退所し、復職時に再度利用する場合で、育児休業の対象となった児童の利用を申請する場合。	4	
	既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合。(きょうだいのどちらかが利用する施設・事業に転園を申請する場合を含む。)	4	
	既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、きょうだいが利用している施設・事業以外に利用を申請する場合。又はきょうだい同時に利用申請をする場合。	3	

<同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整>

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、次の順に考慮して利用調整します。

1	類型間の優先順位(①～⑨の順) ① 災害 ② 疾病・障害 ③ 就労 ④ 介護 ⑤ ひとり親等 ⑥ 就労(内定) ⑦ 就学等 ⑧ 出産 ⑨ 求職中
2	養育している小学生以下の子どもの人数が多い世帯。
3	経済的状況(合計所得金額)が低い世帯。 ※低い世帯を優先。

新型コロナウイルス感染が発生した保育所等(1159か所※)の 状況について(令和3年度)

※ 保育所(840か所)、幼保連携型認定こども園(46か所)
地域型保育事業(246か所)、横浜保育室(27か所)

園関係者の感染発生状況等

(1) 園児・職員の感染確認により、1日以上休園した保育所等

2,823園 (令和2年度は127園)

【内訳】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	30	34	25	53	259	46	17	3	6	481	971	898	2,823

(2) 園児・職員の感染が確認されたものの、保健所の調査により、 長期間お休みをしていた等がすぐに確認できたことにより、休園とせず、 開園を継続した保育所等

1,833園 (令和2年度は144園)

【内訳】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	12	20	11	40	133	57	1	1	2	120	767	669	1,833

(3) 感染確認された園児・職員の数

R3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
園児	15	36	27	76	398	102	18	3	4	898	3,258	2,769	7,604
職員	32	54	25	96	303	27	2	1	4	440	1,333	862	3,179